

建設アスベスト被害給付金法(略称)を改正し、 「建材企業が参加する補償基金制度の創設」を求める請願書

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

【請願趣旨】

建設アスベスト訴訟の最高裁判決に基づいて、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立・施行され、独立行政法人労働者健康安全機構に国の拠出による支払基金が開設されました。しかし、給付金の支給から外された建設アスベスト被害者が存在します。さらに、被害を生んだアスベスト建材製造企業は支払基金に拠出するどころか、今なお裁判で被害者と争い続けています。

同法付則第2条は、「国は、国以外の者による（中略）補償の在り方について検討を加え、必要あると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」としています。付則第2条に基づき、同法を改正し、全ての建設アスベスト被害者に国と建材製造企業からの給付金が支給される制度（補償基金制度）を実施するよう請願します。

【請願項目】

建設アスベスト被害給付金法（特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律）を早期に改正し、建設アスベスト被害者の全面救済をはかること

- (1) 支払基金にアスベスト建材製造企業が拠出し、被害者の全面救済をはかること
- (2) 給付金の対象を、屋外職種や違法期間外に就労した被害者に広げるとともに、20年の除斥期間を撤廃すること

氏 名	住 所
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県

建設アスベスト訴訟全国連絡会

〒169-0074 東京都新宿区北新宿 1-8-16
Tel 03-5332-3971 Fax 03-5332-3972

〈取り扱い団体〉